

平成 30 年 8 月 1 日

中日本高速道路株式会社

施設工事調査等共通仕様書の訂正について

平成 30 年 7 月に制定した施設工事調査等共通仕様書について別添のとおり訂正いたします。

【誤】	【正】	備考																		
<p>1-7 管理技術者</p> <p>1-7-1 管理技術者の資格要件</p> <p>契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属し、次表に示す要件に該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="201 562 1205 1648"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事設計</td> <td>一級建築士</td> </tr> <tr> <td>道路附属施設等概略設計</td> <td>機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械・電気・通信工事設計</td> <td>                     機械設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> <tr> <td>                     電気設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1-5</p>	業 務	要 件	建築工事設計	一級建築士	道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。	機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者	<p>1-7 管理技術者</p> <p>1-7-1 管理技術者の資格要件</p> <p>契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属し、次表に示す要件に該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1397 562 2401 1648"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事設計</td> <td>一級建築士</td> </tr> <tr> <td>道路附属施設等概略設計</td> <td>機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械・電気・通信工事設計</td> <td>                     機械設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> <tr> <td>                     電気設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1-5</p>	業 務	要 件	建築工事設計	一級建築士	道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。	機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者	
業 務	要 件																			
建築工事設計	一級建築士																			
道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。																			
機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者																			
	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者																			
業 務	要 件																			
建築工事設計	一級建築士																			
道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。																			
機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者																			
	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者																			

【誤】	【正】	備考						
<table border="1" data-bbox="204 340 1234 739"> <tr> <td data-bbox="204 340 270 739"></td> <td data-bbox="270 340 486 739">通信設備設計</td> <td data-bbox="486 340 1234 739">                     下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者                 </td> </tr> </table> <p data-bbox="189 785 652 814"><b>1-7-2 管理技術者の資格に関する補足</b></p> <p data-bbox="219 823 1222 892">本章 1-7-1 の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。</p> <p data-bbox="273 900 1222 970">①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。</p> <p data-bbox="273 978 1222 1050">②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。</p> <p data-bbox="273 1058 1222 1169">③外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあつて、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。</p>		通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者	<table border="1" data-bbox="1386 340 2415 739"> <tr> <td data-bbox="1386 340 1451 739"></td> <td data-bbox="1451 340 1668 739">通信設備設計</td> <td data-bbox="1668 340 2415 739">                     下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者                 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1371 785 1834 814"><b>1-7-2 管理技術者の資格に関する補足</b></p> <p data-bbox="1400 823 2404 892">本章 1-7-1 の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。</p> <p data-bbox="1454 900 2404 970">①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。</p> <p data-bbox="1454 978 2404 1050">②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。</p> <p data-bbox="1454 1058 2404 1169">③外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあつて、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。</p>		通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者	
	通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者						
	通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者						

【誤】	【正】	備考														
<p>1-9 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1-9-1 照査技術者の設置</p> <p>契約書第11条第1項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>なお、照査技術者は受注者に所属する者とする。</p> <p>(1) 本仕様書第2章「道路附属施設等概略設計」を適用するもの。</p> <p>(2) 本仕様書第4章「機械・電気・通信工事設計」を適用するもの。</p> <p>(3) その他特記仕様書に定めるもの。</p> <p>1-9-2 照査技術者の資格</p> <p>照査技術者は、次表に示す要件に該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="210 695 1219 1761"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路附属施設等概略設計</td> <td>機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械・電気・通信工事設計</td> <td>                     機械設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> <tr> <td>                     電気設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-7</p>	業 務	要 件	道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。	機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者	<p>1-9 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1-9-1 照査技術者の設置</p> <p>契約書第11条第1項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>なお、照査技術者は受注者に所属する者とする。</p> <p>(1) 本仕様書第2章「道路附属施設等概略設計」を適用するもの。</p> <p>(2) 本仕様書第4章「機械・電気・通信工事設計」を適用するもの。</p> <p>(3) その他特記仕様書に定めるもの。</p> <p>1-9-2 照査技術者の資格</p> <p>照査技術者は、次表に示す要件に該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1383 695 2407 1776"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路附属施設等概略設計</td> <td>機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械・電気・通信工事設計</td> <td>                     機械設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> <tr> <td>                     電気設備設計                      下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-7</p>	業 務	要 件	道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。	機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者	
業 務	要 件															
道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。															
機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者															
	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者															
業 務	要 件															
道路附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する者とする。															
機械・電気・通信工事設計	機械設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔機械部門（「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械」）、上下水道部門（「上水道及び工業用水道」）、若しくは衛生工学部門（「廃棄物管理」若しくは「空気調和」）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者															
	電気設備設計 下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM〔「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者															

【誤】	【正】	備考						
<table border="1" data-bbox="219 191 1222 581"> <tr> <td data-bbox="219 191 281 581"></td> <td data-bbox="281 191 528 581">通信設備設計</td> <td data-bbox="528 191 1222 581">                     下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者                      ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者                 </td> </tr> </table> <p data-bbox="201 625 655 653">1-9-3 照査技術者の資格に関する補足</p> <p data-bbox="219 663 1210 732">本章1-9-2の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。</p> <ul data-bbox="261 741 1210 1005" style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。</li> <li>②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。</li> <li>③外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあつて、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。</li> </ul>		通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者	<table border="1" data-bbox="1400 191 2401 581"> <tr> <td data-bbox="1400 191 1463 581"></td> <td data-bbox="1463 191 1709 581">通信設備設計</td> <td data-bbox="1709 191 2401 581">                     下記のいずれかに該当する者とする                      ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者  <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del>                      ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者                      ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者                 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1383 625 1837 653">1-9-3 照査技術者の資格に関する補足</p> <p data-bbox="1400 663 2392 732">本章1-9-2の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。</p> <ul data-bbox="1442 741 2392 1005" style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。</li> <li>②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。</li> <li>③外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあつて、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。</li> </ul>		通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者	
	通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者						
	通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士〔電気電子部門（「電子応用」若しくは「情報通信」）若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <del>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</del> ②技術士〔総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）〕の資格保有者 ③RCCM「電気電子部門」の資格保有者						